

<p><b>①件名</b></p>
<p>子ども医療費助成の拡充について</p>
<p><b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b></p>
<p><b>【背景】</b>          子どもに対する適正な医療の機会を確保し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、0歳から中学3年生までを対象として、医療費の一部負担金の助成（通院については所得制限あり）を実施しているところである。</p> <p><b>【目的】</b>          子ども医療費助成の対象者を拡充することで、より子育てしやすい環境を整備し、結婚から子育てまで切れ目のない支援の一助とするもの。</p>
<p><b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b></p>
<p><b>【根拠法令】</b>          石巻市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年4月1日条例第142号）          石巻市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年4月1日規則第89号）</p> <p><b>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</b>          第4章 安心して健やかに暮らせるまち              第2節 生涯を通じて元気で健康な暮らしが実現できるようにする                  1 一人ひとりの健康づくりを推進する</p> <p><b>【個別計画との整合性】</b>          石巻市子ども・子育て支援事業計画              第2部 施策の展開                  第3章 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる          まち・ひと・しごと創生総合戦略              基本目標4 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる</p>
<p><b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b></p>
<p><b>【助成対象年齢等拡充状況】</b>          ～平成22年 3月：小学校就学前（6歳に達する日の属する年度の末日）              4月～：小学2年生（8歳に達する日の属する年度の末日）まで拡大          平成23年 4月～：小学4年生（10歳に達する日の属する年度の末日）まで拡大          平成24年 4月～：入院を小学6年生（12歳に達する日の属する年度の末日）まで拡大          平成25年 4月～：入院を中学3年生（15歳に達する日の属する年度の末日）まで拡大          平成25年10月～：通院を小学6年生（12歳に達する日の属する年度の末日）まで拡大          平成28年10月～：通院を中学3年生（15歳に達する日の属する年度の末日）まで拡大及び入院の所得制限を撤廃</p>

⑤主な内容

通院に係る助成対象者の所得制限を撤廃する。

区 分	改 正 後	現 行	備 考
通院	中学3年生まで（所得制限なし）	中学3年生まで（所得制限あり）	
入院	中学3年生まで（所得制限なし）	中学3年生まで（所得制限なし）	改正なし

※ 平成30年4月診療分から適用する。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

- ・子育てに伴う経済的負担の軽減による子育てしやすい環境の整備
- ・所得制限の撤廃による対象者数の増加：約3,200人（助成対象者全体の約18%）

【市財政への負担】

- ・子ども医療費システム改修等費用：4,579千円
- ・所得制限撤廃に係る医療費助成増加見込額：約77,000千円

⑦他の自治体の政策との比較検討

【県内主な市町の助成対象年齢（平成29年4月現在）】

市町名	通 院	入 院
女川町	高校3年生（所得制限なし）	高校3年生（所得制限なし）
東松島市		
登米市	中学3年生（所得制限なし）	中学3年生（所得制限なし）
気仙沼市	中学3年生（所得制限あり）	中学3年生（所得制限あり）
大崎市		
仙台市	小学3年生（所得制限あり）	中学3年生（所得制限あり）

※仙台市は自己負担あり

通院は3歳以上初診時500円、入院は小学生以上1日500円（10日までを限度）

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成29年6月 市議会第2回定例会に「石巻市子ども医療費の助成に関する条例」の一部改正及び「システム改修等費用補正予算」を提案  
（平成30年4月1日施行予定）

⑨その他

【県補助金】

宮城県乳幼児医療助成事業補助交付要綱

- ・通院・入院ともに小学校就学前（1/2補助）

※所得制限額

扶養親族数	0人	1人	2人	3人
所得基準額	3,401千円	3,781千円	4,161千円	4,541千円

扶養親族が1人増加するごとに38万円を加算

さらに、特定扶養親族1人ごとに15万円、老人扶養親族1人ごとに10万円を加算